

## 【外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る掲示事項】

当院では、厚生労働省の定める基準に基づき、以下の対応をおこなっております。

○外来化学療法の実施にあたり、専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 名以上配置しております。また、患者様の緊急時における対応を 24 時間体制で行っております。急変時等の緊急時に当該患者様が入院可能な体制又は他医療機関との連携体制も整えております。

○患者様ごとに治療内容を確認し、医師の指示のもと、適切な投与管理および副作用の観察を行っております。

また、治療内容(レジメン)の妥当性を評価し、承認する委員会を設置し、適切に管理・確認を行っております。当該委員会は化学療法に携わる各診療科の医師代表者、業務に携わる看護師、薬剤師、必要に応じてその他の職種から構成されるのもで、少なくとも年 1 回開催されます。

○抗がん剤投与に伴う副作用の発現に備え、緊急時に迅速な対応が可能な体制を整備しております。必要に応じて医師・看護師が速やかに対応いたします。

○治療に関するご不安や副作用についてのご相談に対応できる体制を整えております。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくスタッフまでお申し出ください。